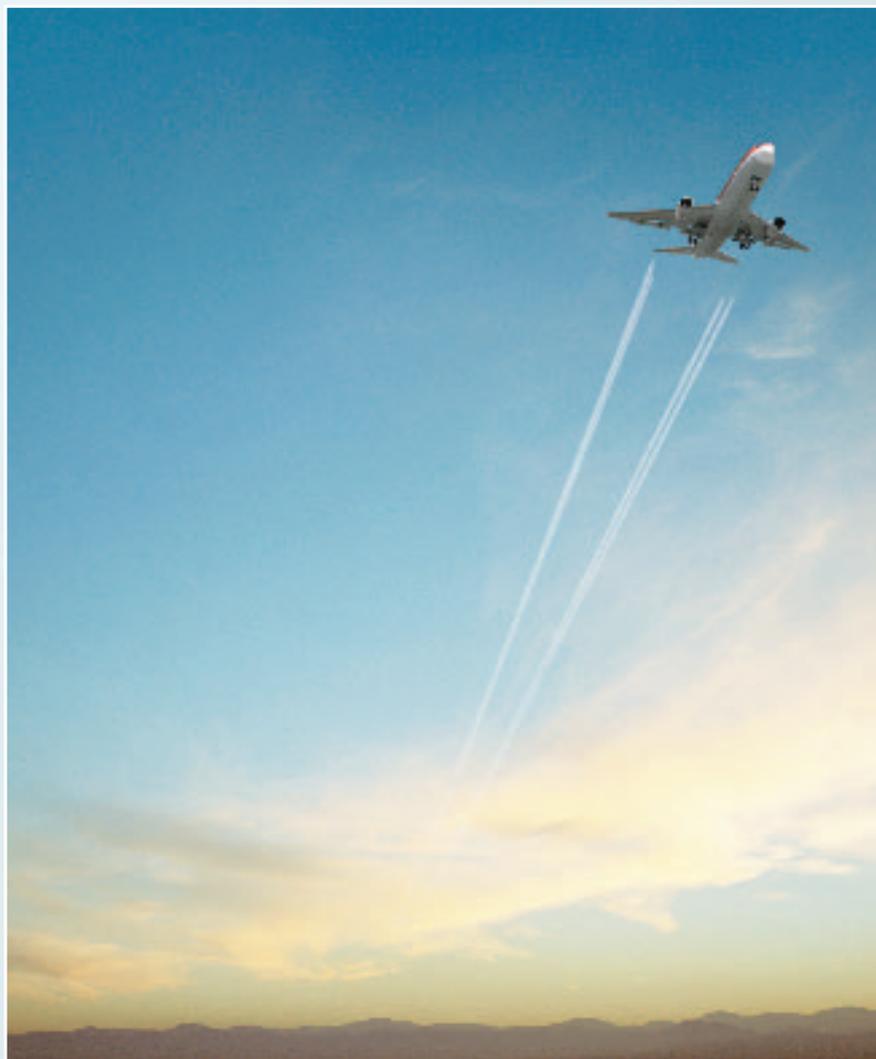


ドイツ・グローバル好配当株式ファンド(毎月分配型)

追加型投信／内外／株式



世界各国の好配当株式に投資

お申込みの際は最新の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■ 投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは



商号等：岡三オンライン証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第52号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

■ 設定・運用は

ドイツ・アセット・マネジメント株式会社

商号等：ドイツ・アセット・マネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第359号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、
一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

ファンドの特色

当ファンドは、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。

1 世界各国の株式を実質的な主要投資対象とし、安定的な配当収益の確保を追求するとともに、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。

- 配当利回りに注目し、世界各国の株式に分散投資を行います。
- 企業のファンダメンタルズ、事業の継続性等を中心とした定性判断を加え、投資銘柄を選択します。



2 毎月決算を行い、収益分配を行います。

- 毎月21日(当該日が休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針*に基づき収益分配を行います。
- 配当収益を中心とし、毎月安定的に分配を行うことを基本とします。
- 3月及び9月の決算時には、配当収益に売買益(評価益を含みます。)を加えた額を分配対象収益として分配を行う予定です。
- 分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

(注1)「原則として安定分配を行う」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意下さい。

(注2) 将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

※後記「分配方針」と「収益分配金に関する留意事項」をご参照下さい。

3 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

4 ファミリーファンド方式*で運用を行います。

※「ファミリーファンド方式」とは、運用及び管理面の合理化・効率化をはかるため、投資者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。基準価額の変動要因は、以下に限定されません。なお、当ファンドは預貯金と異なります。

1 株価変動リスク

株価は、政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

2 為替変動リスク

外貨建資産の価格は、為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

3 カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。なお、新興国への投資については、一般的に先進諸国への投資に比べカントリーリスクが高くなります。

4 信用リスク

株価は、発行者の信用状況等の悪化により下落することがあり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。なお、新興国の株式は、先進諸国の株式に比べ、相対的に信用リスクが高くなると考えられます。

5 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

その他の留意点

- ・マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの購入申込みまたは換金申込み等により、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

【当資料で使用している指数等について】

※FTSE世界国債インデックス(除く日本)及びFTSE日本国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

※MSCI高配当世界株式指数、MSCIワールド・インデックスはMSCIインク(以下「MSCI」といいます。)が算出する指数です。MSCI高配当世界株式指数、MSCIワールド・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

好配当株式とは

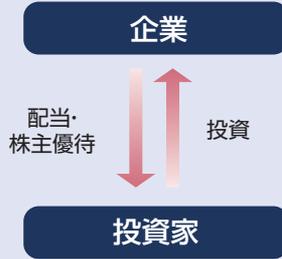
■好配当株式とは、比較的高い配当利回りと、中長期的な株価の成長が期待される株式のことです。

好配当株式のイメージ図



配当とは…

会社の利益の一部を、その会社の株主が保有している株数に応じて配分すること

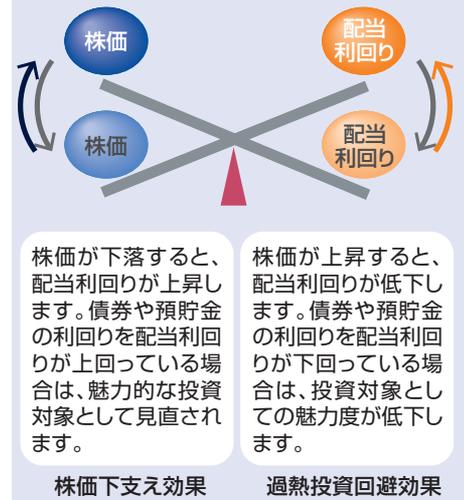


配当利回りとは…

株価に対して、どのくらいの配当が受け取れるかを年率換算したもの

$$\text{配当利回り}(\%) = \frac{\text{1株当たりの配当金(年間)}}{\text{株価}} \times 100$$

株価と配当利回りの関係(イメージ図)



※上記はあくまで一定の配当が確保されることを前提としたイメージ図であり、実際の配当を保証するものではありません。実際の株価動向は、必ずしも上記の通りではありません。

※上記はドイチェ・アセット・マネジメント(株)による好配当株式の定義及び業種例の一部であり、ファンドへの組入れを示唆するものではありません。

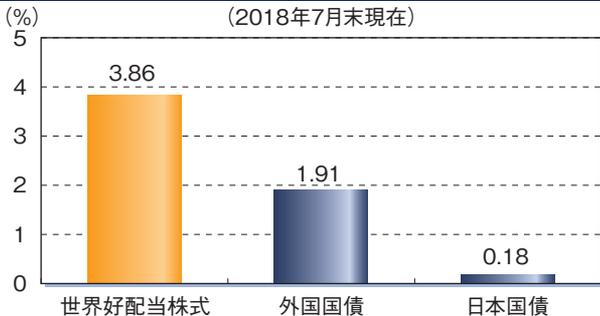
※上記はあくまでイメージ図であり、安定的な収益等を保証するものではありません。

好配当株式の魅力

■世界好配当株式の配当利回りは、国債利回りと比べて魅力的な水準にあります。

■海外主要国の株式配当利回りは、日本と比べて相対的に高い水準となっています。

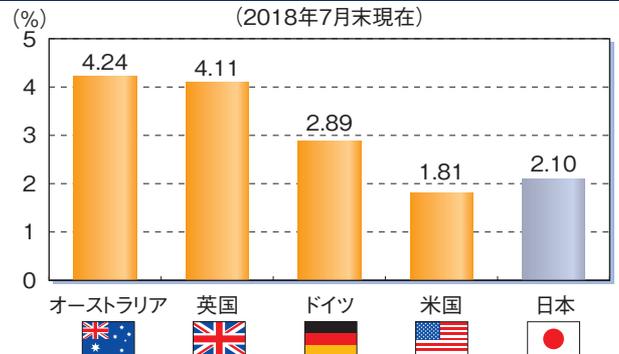
世界好配当株式の配当利回り(指数ベース)



出所: Bloomberg, FTSE Fixed Income LLCのデータを基にドイチェ・アセット・マネジメント(株)が作成

※世界好配当株式はMSCI高配当世界株式指数、外国国債はFTSE世界国債インデックス(除く日本)、日本国債はFTSE日本国債インデックス。

主要国の株式配当利回り(指数ベース)



出所: Bloombergのデータを基にドイチェ・アセット・マネジメント(株)が作成

■世界好配当株式は、世界の株式市場平均と比較して、相対的に良好な推移となっています。

世界好配当株式と世界株式の指数推移(円ベース)



出所: Bloombergのデータを基にドイチェ・アセット・マネジメント(株)が作成

※世界好配当株式はMSCI高配当世界株式指数、世界株式はMSCIワールド・インデックス。

※1999年12月末を100として指数化。

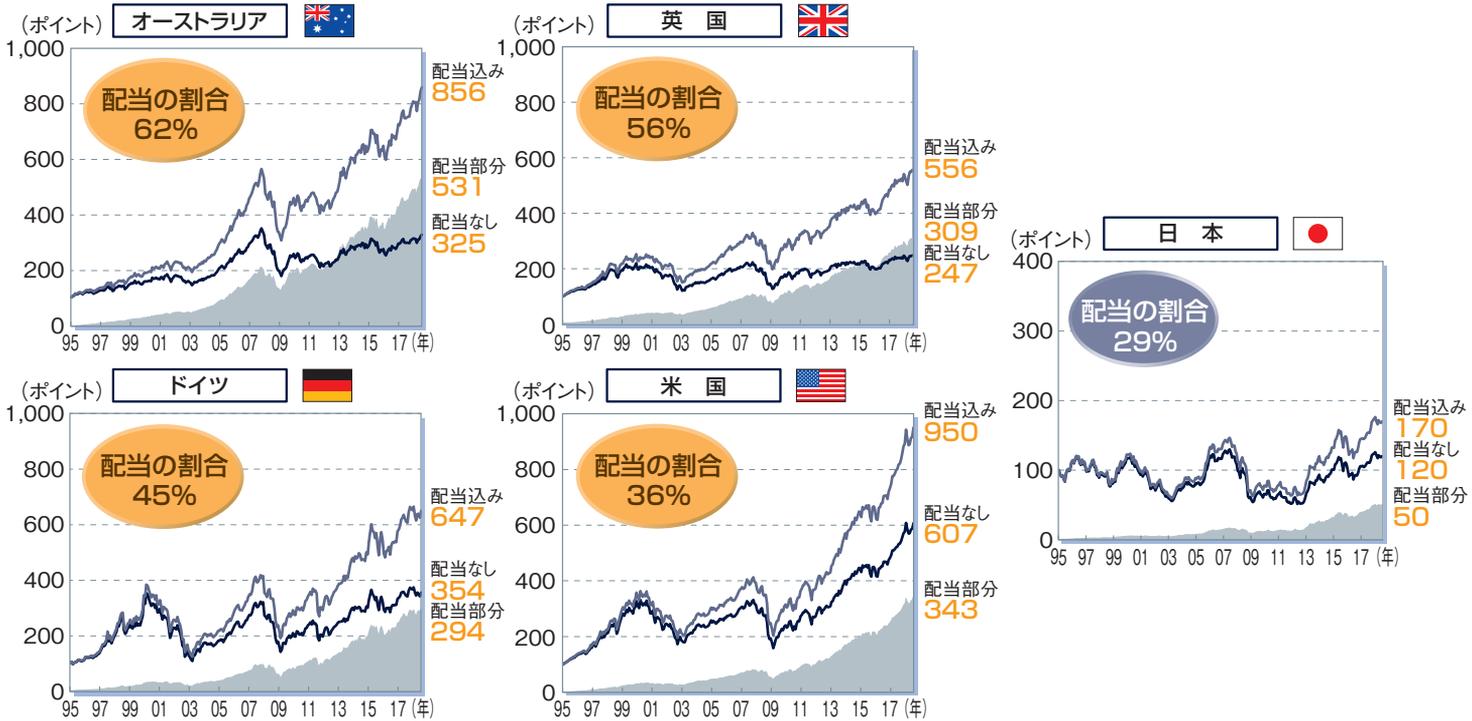
※データは記載時点のものであり、将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。

魅力的な世界の配当

海外主要国の過去のリターンを見ると、収益に占める配当の割合は日本よりも高くなっています。

各国の株価指数の推移

(1995年1月末～2018年7月末、月次)



出所: Bloombergのデータを基にドイチェ・アセット・マネジメント(株)が作成
 ※各国の配当込み指数と配当なし指数を比較、1995年1月末を100として指数化。現地通貨ベース。
 配当部分は配当込み指数と配当なし指数との差。
 ※配当の割合は配当込み指数に対する配当部分の割合(配当部分÷配当込み)、2018年7月末現在。
 ※上記以外の国の株式に投資する場合があります。また、上記の国全ての株式に投資するものではありません。

配当の成長は好配当銘柄の重要なポイント

好配当銘柄の株価と利回りに注目

高い配当に着目するだけでなく、利益成長の結果によって生まれる配当金や株価の成長にも注目します。

ペプシコ(米国)

飲食品メーカー。世界各地で飲料、スナック、食品を提供する。穀物原料のスナック、炭酸・非炭酸清涼飲料、食品各種を自社あるいは契約業者で製造し、世界各地で販売する。

時価総額 約18.1兆円(2018年7月末現在)
 従業員数 263,000人(2017年12月末)

予想配当利回り 3.30%* 5年間配当成長率 8.92%**
 *2018年8月1日現在(予想12カ月配当利回り) **2018年7月末現在



アリアンツ(ドイツ)

金融サービス会社。子会社を通じて、保険および金融サービスを提供する。損害、生命、健康、信用、自動車、旅行等の各種保険のほか、ファンド運用サービスも手掛ける。

時価総額 約10.6兆円(2018年7月末現在)
 従業員数 140,553人(2017年12月末)

予想配当利回り 4.54%* 5年間配当成長率 12.20%**
 *2018年8月1日現在(予想12カ月配当利回り) **2018年7月末現在



出所: Bloombergのデータを基にドイチェ・アセット・マネジメント(株)が作成
 ※当資料に記載されている個別の銘柄・企業名については、あくまでも参考として記載したものであり、その銘柄・企業の株式等の売買を推奨するものではありません。
 ※上記は当ファンドにおいて過去に組入実績のあった銘柄を記載したものであり、今後のファンドへの組入れを示唆するものではありません。
 ※時価総額算出にあたっては、1米ドル=111.55円、1ユーロ=130.87円(2018年7月末)で換算。

※データは記載時点のものであり、将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。

<分配方針>

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で委託会社が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定分配を行うことを基本とします。ただし、毎年3月及び9月の決算時には基準価額水準等を勧告し、上記安定分配相当額のほか、上記①の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

[収益分配金に関する留意事項]

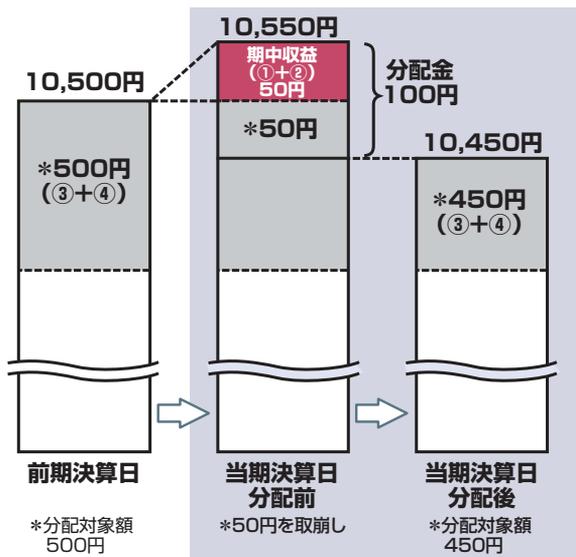
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



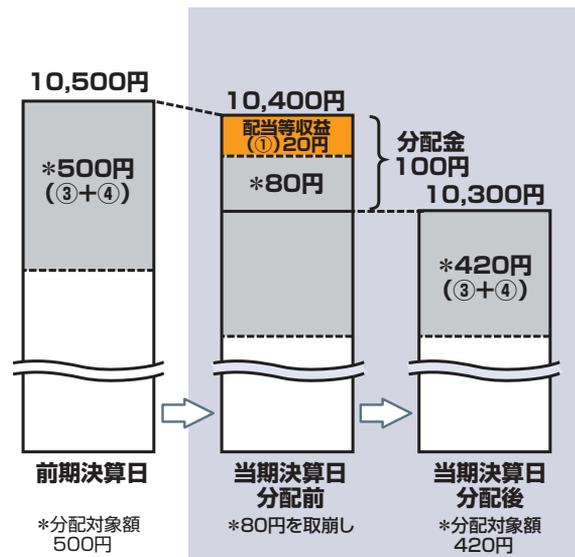
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

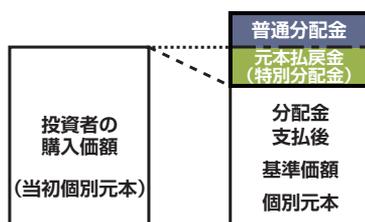


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益並びに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんので留意下さい。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※ 元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「投資信託説明書(交付目論見書)」の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

手続・手数料等

お申込みメモ

申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに購入申込み・換金申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。
信託期間／ 繰上償還	信託設定日(2005年3月28日)から無期限 ただし、残存口数が10億口を下回るようになる場合、受益者のために有利であると委託会社が認める場合またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託を終了させていただくことがあります。
決算日	原則として毎月21日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年12回の毎決算時に、信託約款に定める収益分配方針に基づいて行います。 ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。 (注)将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 原則として、分配時の普通分配金並びに換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して課税されます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 (注)法人の場合は税制が異なります。税法が改正された場合等には上記の内容が変更されることがあります。

ファンドの費用

時期	項目	費用
投資者が直接的に負担する費用		
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.24%(税抜3.0%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じて得た額
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
毎日	運用管理費用(信託報酬)	信託財産の純資産総額に対して年率 1.404%(税抜1.3%)
	その他の費用・手数料	当ファンドにおいて、信託事務の処理等に要する諸費用(ファンドの監査に係る監査法人への報酬、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の作成・印刷等に係る費用等を含みます。以下同じ。)、組入資産の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、租税等がかかります。これらは原則として信託財産が負担します。 ただし、これらの費用のうち信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産総額に対して年率 0.10% を上限とします。 「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するものであり、一部を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。

※収益分配金を再投資する際には購入時手数料はかかりません。

※「税」とは、消費税及び地方消費税に相当する金額のことを指します。

※投資者の皆様が負担する費用の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社、その他の関係法人

- 販売会社 当ファンドの募集の取扱い等を行います。投資信託説明書(交付目論見書)の提供は、販売会社にて行います。
販売会社につきましては、委託会社にお問合せ下さい。
- 委託会社 **ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社**
信託財産の運用指図等を行います。
フリーダイヤル 0120-442-785(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)
ホームページアドレス <https://funds.dws.com/jp/>
- 受託会社 **三井住友信託銀行株式会社(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)**
信託財産の保管・管理等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

投資信託のお申込みに関しては、下記の点をご理解いただき、投資の判断はお客様ご自身の責任においてなさいますようお願い申し上げます。

- 当資料は、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が作成した資料です。
- 当資料記載の情報は、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。データ等参考情報は信頼できる情報をもとに作成しておりますが、正確性・完全性について当社が責任を負うものではありません。また、使用しているデータについては特段注記のない限り、費用・税金等を考慮していません。
- 当資料記載の内容は将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。
- 投資信託は、株式、公社債等の値動きのある証券(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されるものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。
- 投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。
- 投資信託は、預金または保険契約ではないため、預金保険及び保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。
- 登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ご購入に際しては、販売会社より最新の投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。